

令和2年3月15日

規則第3号

メディカルアドバイザー(MA)に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会におけるメディカルコントロール体制を構築し、医療従事者が協力・助言及び検証することにより、病院前救護体制の質の向上を目的とする。

(選任等)

第2条 この法人は、メディカルアドバイザー（以下、MA。）を置くことができる。

2 MAは、理事会の推薦に基づき、理事長が委嘱する。

3 MAは、原則として医療従事者とする。

(職務)

第3条 MAは、役員及び理事会の諮問に応じ、この法人の活動及び医学的な育成に協力、助言する。

(報酬等)

第4条 MAの報酬は無料とする。ただし、理事会が特に必要と認めるときは、事業ごとに個別に報酬を定めることができる。

2 職務を執行するために要した費用は、原則として実費弁償する。

(任期)

第5条 MAの委嘱期間は、委嘱の日から2年間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

附則

この規則は、令和2年3月15日から施行する。